

原産地証明書（第三者証明制度）における保存書類、 検認とその事例 （ジェットロ EPAウェビナー）

経済産業省貿易経済安全保障局

原産地証明室長 中本 亮介

2025年9月18日

**原産地証明書(第三者証明制度)
を利用する際に整えるべき保存
書類の考え方と例示**

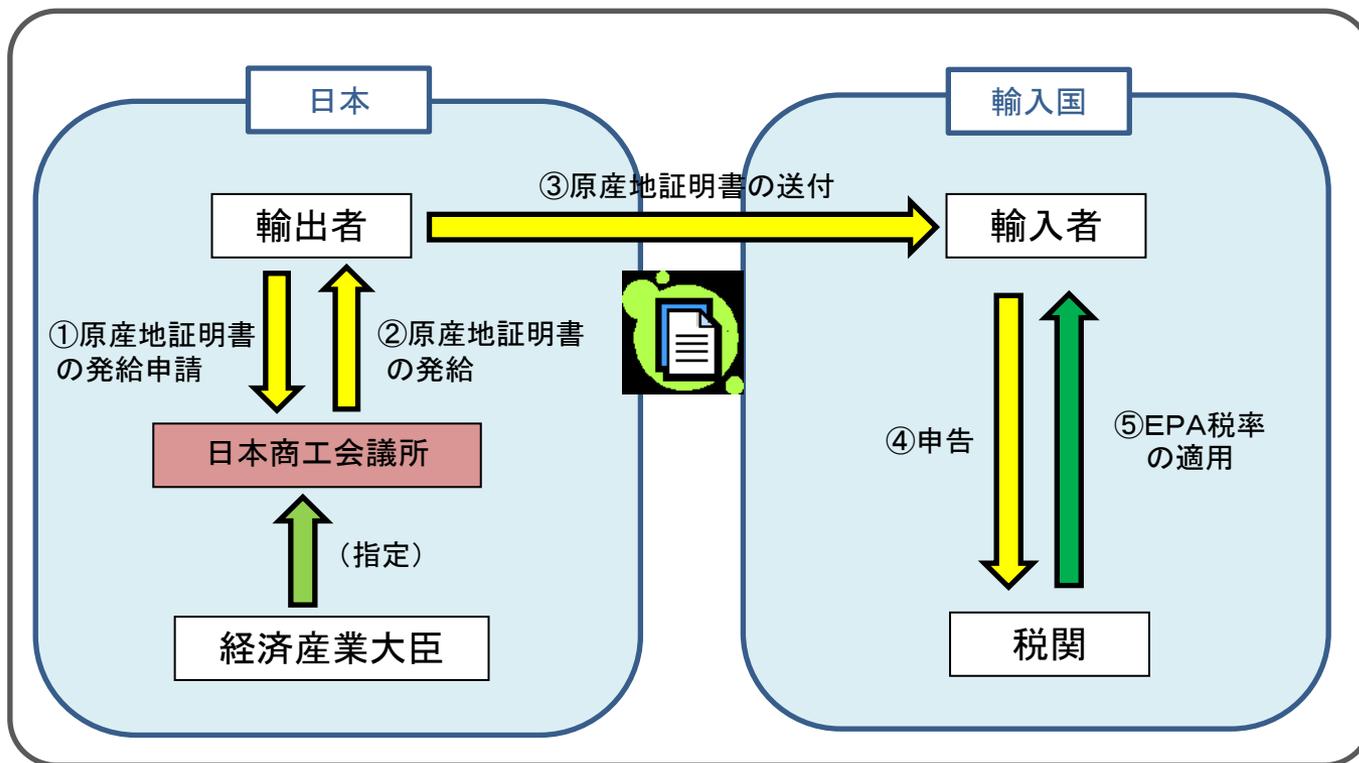
検認

目次

- 1 原産地証明書(第三者証明制度)
- 2 原産地証明書と保存書類
- 3 第三者証明制度における検認
の概要と流れ
- 4 検認の事例と対応

1 原産地証明書（第三者証明制度）

	制度概要	利用可能なEPA	所管
第三者証明制度 (第一種特定原産地証明書)	経済産業大臣(又は経済産業大臣が指定した指定発給機関)が証明書を発給。 現在は日本商工会議所が指定され、発給事務を実施。	日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日ASEAN、日フィリピン、日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー、日豪、日モンゴル、RCEP	経済産業省



2 原産地証明書と保存書類

2 原産地証明書と保存書類

保存書類

輸出産品が特定原産品であることを明らかにする資料及びその裏付けとなる根拠資料

保存期間

5年間の保存義務が課されている協定	3年間の保存義務が課されている協定
<ul style="list-style-type: none">■ 日メキシコ協定■ 日マレーシア協定■ 日チリ協定■ 日タイ協定■ 日インドネシア協定■ 日フィリピン協定■ 日インド協定■ 日ペルー協定■ 日オーストラリア協定■ 日モンゴル協定	<ul style="list-style-type: none">■ 日ブルネイ協定■ 日アセアン協定■ 日スイス協定■ 日ベトナム協定■ RCEP協定

2 原産地証明書と保存書類

～書類の保存義務と保存義務者について～

書類保存義務

原産地証明書の発給を申請した者又は原産品判定依頼を行った者には、原産地証明書の発給日の翌日から協定に定められた期間、原産地証明書の発給を受けた製品に関する書類を保存する義務あり。



輸出産品が特定原産品であることを明らかにする資料及びその裏付けとなる根拠資料

発給申請資格者

指定発給機関（日本商工会議所）に対して原産地証明書の発給申請を行うことができるのは、輸出者。ただし、日オーストラリア協定、R C E P協定では、輸出者のほか、生産者も発給申請が可能。

原産品判定依頼資格者

指定発給機関（日本商工会議所）に対して輸出産品の原産品判定依頼を行うことができるのは、生産者又は原産性に係る生産情報を有する輸出者。

※委託生産者については次頁で説明

2 原産地証明書と保存書類

～書類の保存義務と保存義務者について～

委託生産者について

A社が輸出する物品の

- ① 生産に係る企画、仕様の決定
- ② 原材料の調達、支給又は指定
- ③ 製造全般の管理・指揮を行い、

B社に製造させる場合、A社、B社ともに生産者（A社は委託生産者）に当たり、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出して原産品判定依頼を行うことができる。

委託生産者に関する要件および提出資料については、以下を参照。

「委託生産者について（日本商工会議所作成、経済産業省監修）」

(<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/itaku-seisansha.pdf>)

【提出資料】

- 委託生産者であることのチェックシート
- 要件①～③の委託関係を示すための誓約書

(<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/itaku-seisansha-checksheet.docx>)

【保存資料】

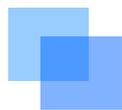
A社が委託生産者として原産品判定依頼を行う場合には、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料のほか、B社との関係を示す資料についても保存する。

(例)

- ✓ 委託契約書
- ✓ 製品の注文書・納品書
- ✓ 図面／QC工程表／生産仕様書
- ✓ 材料の手配書／伝票 など



日本商工会議所ホームページ : https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html



2 原産地証明書と保存書類

～関税分類変更基準と付加価値基準での主な保存書類の例示～

	関税分類変更基準	付加価値基準
中心資料	対比表	計算ワークシート
中心資料に記載された内容の裏付け資料	<ul style="list-style-type: none"> □ 総部品表 □ 製造工程フロー図 □ 生産指図書 □ 各「材料・部品」の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）等 	<p>【控除方式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 非原産材料単価の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書等） <p>【積上げ方式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 製造原価計算表 □ 積み上げるべき原産材料単価、生産コスト等の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等）
「原産」と扱った「材料・部品」の根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> □ 国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報 □ 当該「材料・部品」が締約相手国原産品である場合（累積を利用する場合）は、輸入時の同協定に基づく原産地証明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料（具体的には、後述の対比表や計算ワークシート）等 	
その他（RCEP協定限定）	<ul style="list-style-type: none"> □ RCEP締約国の原産品を日本を經由して別のRCEP締約国に輸出する場合（連続する原産地証明書を利用する場合）は、日本国内で更なる加工が行われていないことを示す資料（非加工に関する誓約書）等 	

※根拠資料は名称問わず、原産地証明担当部門での保管が必須ではなく、適宜、関係部署から得られる社内体制となっていればよい。

2 原産地証明書と保存書類

～関税分類変更基準における保存書類（対比表の例）～

作成年月日
資料作成者名

輸出製品の生産に使用した
全ての材料・部品名を記載。

特に最終生産地
が国内であることを
確認。

利用協定: 日アセアン協定
生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場 ※
適用原産地規則: 関税分類変更基準 (CTH、4桁変更)

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8544.30	ワイヤーハーネス		
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(○○株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料は、
HSコードが変更し
ていることを確認。

非原産材料について
は、取引書類や原産
性を判断するような資
料は不要。

原産材料である可能性が
あっても、HSコードの変更が
確認できるのであれば、非原
産材料とみなすことで、当該
材料の原産性を示すための
根拠資料を省略することが可
能。

(輸出製品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました □)

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計
算ワークシート」(後述)を統合した表でも構わない。

原産材料については、その原産性を示すための
根拠資料が必要。資料を提出したサプ
ライヤーも、納入部材に関する同様の対
比表や計算ワークシート(後述)を作成す
る。

2 原産地証明書と保存書類

～付加価値基準における保存書類（計算ワークシートの例）～

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場※

適用原産地規則：付加価値基準（RVC40%以上）

輸出品目：HS8544.30 ワイヤーハーネス

FOB価額：US\$64（円換算¥5,800）

RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.75

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

本事例では控除方式で計算。

(FOB価額 - 非原産材料価額) / FOB価額

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました。)

控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録

控除方式を使う場合、非原産材料の価額がわかれば原産資格割合を算出できるため、原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

積上げ方式のうち、非材料費(経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

産品に小売用の包装材料及び包装容器が含まれる場合には、当該価額を原産材料/非原産材料のいずれかに計上(日チリ協定以外)。

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

2 原産地証明書と保存書類

～「原産」と扱った「材料・部品」の根拠資料（サプライヤー証明の例）～

(生産者名) 殿		年 月 日	
		(サプライヤー名)	
		法人名 住所 部署名 氏名 連絡先	
当社の下記製品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。			
記			
(該当する製品)			
品名 (英文)	製造番号 (型番)	HSコード	判定基準 生産場所 (住所・工場名)
〇〇〇 (XXX)	ABI122/CD-I	〇〇〇〇	CTC (項変更) 〇〇県〇〇市〇〇 △△工場
〇〇〇 (XXX)	EF3344/GH-II	〇〇〇〇	VA (基準値40%以上) 〇〇県〇〇市〇〇 本社工場

○ 関税分類変更基準や付加価値基準で生産に使用する「材料・部品」を「原産」とする場合、利用する協定の品目別原産地規則を満たす「原産品」であることを確認する必要があります。

○ 対比表や計算ワークシート等で「原産品」を証明することも可能だが、「**サプライヤー証明書**」でも証明可。

○ サプライヤーに証明を求める際には、付加価値基準なら価格が高い部品や原産性を確認しやすい部品に限るなど、その負担をできるだけ小さくするのが望ましい。

○ 「サプライヤー証明」の記載に必要な内容

本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）など。

2 原産地証明書と保存書類

～その他原産地規則を満たすことの根拠資料（連続する原産地証明書）～

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定では、協定第3・19条に基づき、連続する原産地証明書の発給を受けることができるが、その場合の保存書類。

- ① RCEP協定に基づく最初の原産地証明書
- ② 日本国内で貨物について更なる加工が行われていないことを示す書類

（更なる加工が行われていないことを示す書類の例示）

- 1) 非加工に関する誓約書（※）
- 2) 非加工に関する誓約書の妥当性を裏付ける資料

【輸入通関前】

- 保税地域から搬出されていないことを示す書類
（保税地域への入出庫台帳、NACCSの貨物情報照会の画面の写し等）

【輸入通関後】

- 日本に輸入した産品/（遡及発給の場合）日本から輸出した産品が最初の原産地証明書の産品と同一であることを確認できる書類
（日本への輸入時のインボイス、輸入許可通知書、日本からの輸出時のインボイス、輸出許可通知書等）
- 輸入港/空港から保管場所、保管場所から輸出港/空港までの貨物の流れがわかる書類（貨物の流れがわかるフロー図等）
- 倉庫会社や通関業者への発注書類等
（船積み指示書等）

※「申請手続きにおける提出書類等の例示と留意事項」参照

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_submission.pdf

2 原産地証明書と保存書類

～その他原産地規則を満たすことの根拠資料（連続する原産地証明書）～

非加工に関する誓約書の例示

作成日 年 月 日

日本商工会議所 御中

連続する原産地証明書に関する産品が非加工であることの誓約書

会社名
所在地
担当者
電話番号
E-mail

以下の産品は、日本に輸入後、RCEP 協定原産地規則第 3.19 条(d)における「更なる加工」を行わず、日本から輸出する/した旨を誓約いたします。

今後、経済産業省又は指定発給機関である日本商工会議所から照会を受けたときは、照会者に対し、必要な情報を明らかにいたします。

原産地証明書に印字される原産品名：

HS コード：

RCEP 原産国：

日本への輸入時のインボイス番号：

日本からの輸出時のインボイス番号（※）：

※日本からの輸出後に連続する原産地証明書を発給申請する場合のみ記載

以上

○非加工に関する誓約書については決められた書式はない。（左記はあくまで参考様式）

○誓約書で誓約する内容は、RCEP 協定における「更なる加工」（再コン包や棚卸しなど）を行っていないこと。

3 第三者証明制度における検認の概要と流れ

3 第三者証明制度における検認の概要と流れ

検認とは

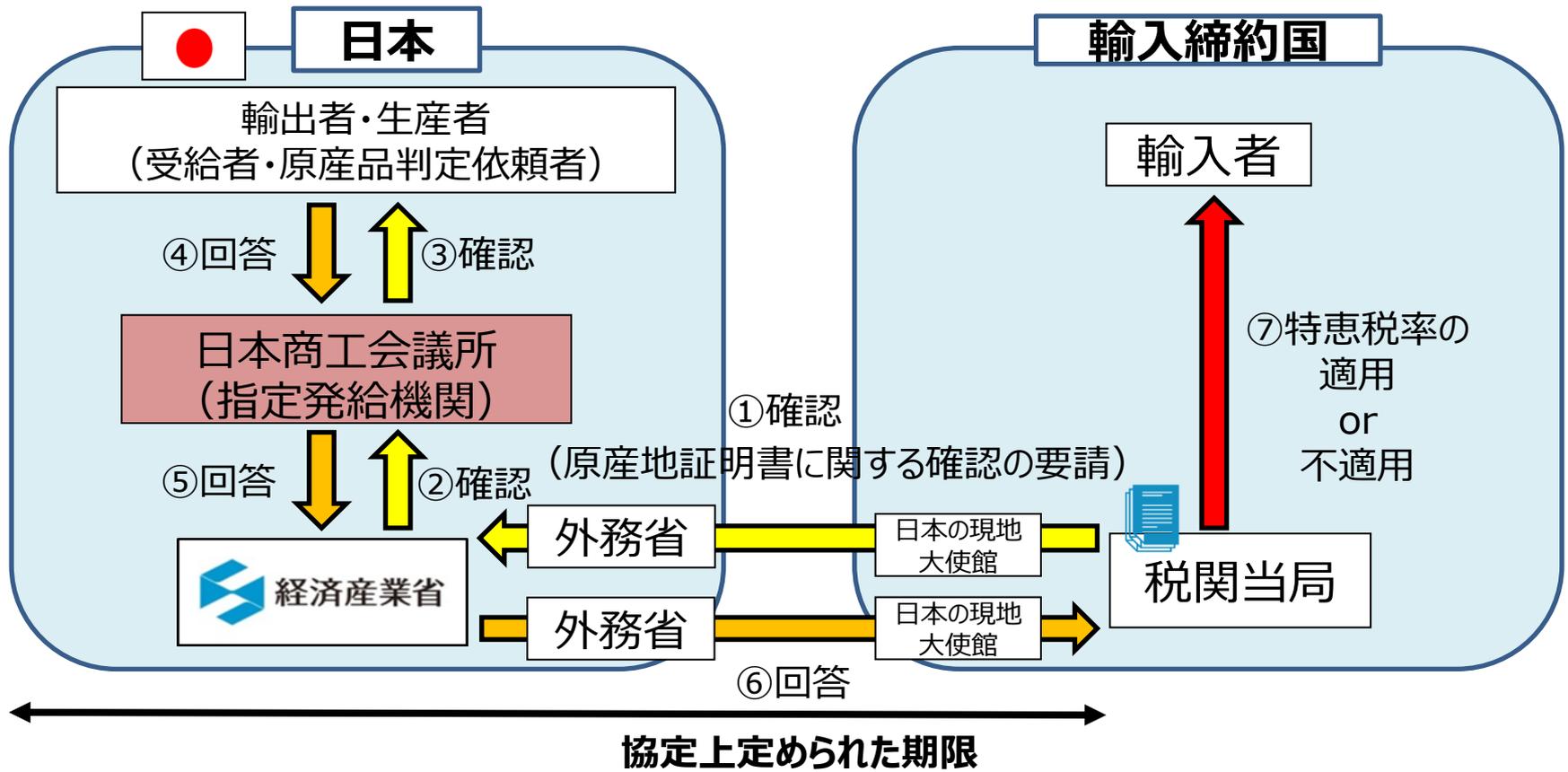
- 相手国税関当局は、特惠税率の適用の可否を決定するに当たって、日本から輸出された産品が経済連携協定上の原産品であるか否か等について、各協定の規定に基づき、書面又は訪問を通じた確認の要請（検認）を実施することが可能。
- 検認への対応については、各協定上で定められた期限があるため、回答期限内に回答できるよう、法令に基づき、**原産品であることを明らかにする資料等の書類の保存を適切に行っておく必要**あり。

第三者証明制度における検認の方法

- 相手国税関当局は、各協定に規定された連絡方法（外交ルート等）により、書面にて、発給当局である経済産業省に対して、確認の要請を実施。当該書面には、対象となる原産地証明書の情報及び確認内容が記載。
- 経済産業省は、当該求めに応じるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、日本商工会議所に対して、報告又は資料の提出を要請。
- 日本商工会議所は、輸出者又は生産者に対して、報告又は資料の提出を依頼。



3 第三者証明制度における検認の概要と流れ



	45日以内	90日以内	30-90日以内	3か月以内	4か月以内	6か月以内	10か月以内
初回確認	日オーストラリア	日ベトナム	RCEP	日マレーシア、日チリ、日タイ、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン、日インド、日ペルー	日モンゴル	日メキシコ、日インドネシア、	日スイス

3 第三者証明制度における検認の概要と流れ

回答期限

- 日本商工会議所からの報告依頼の書面に記載されています。

留意点

- 輸出者又は生産者から提出いただいた情報又は資料に基づいて、産品が協定上の原産品であるか否か等に関する情報を相手国税関当局に対して提供した後、特惠税率を適用するか否かの最終的な判断は相手国税関当局が実施。
- 相手国税関当局に対して提供する情報は、当該情報を相手国税関当局に提供することについて輸出者等の同意がある情報に限る。**
- 協定上の期限内に回答しない場合や、提供された情報が当該産品が原産品であることを証明するために十分でない場合には、特惠税率の適用が否認されるおそれも。

4 検認の事例と対応

4 検認の事例と対応

検認の主な内容と対応

- 産品の原産性の確認
 - **原産品であることを明らかにする資料等**の提供により原産性を説明
 - ※ 対比表、計算ワークシート等や関連する裏付け資料
(発給申請に係る産品のインボイス、製造工程フロー図等)

- 原産地証明書上の記載事項の正確性の確認
 - 記載に誤り等があれば、正しい内容を説明

- 原産地証明書記載の産品のHSコードが、①や②と異なる場合の原産性の確認
 - ① 輸入国税関が認識しているHSコード
 - ② 輸入者による申告時のHSコード
 - 可能な限りの範囲で、①や②における原産性についても説明



4 検認の事例と対応 ～最近の傾向～

最近の傾向

①輸出産品に係る原産地証明書上のHSコードと通関申告上（輸入国税関指定）のHSコードが異なっていることから、**輸入国税関指定のHSコードでの原産性の確認**を求めるもの。

ベトナム、タイ、中国

②**原産地証明書の記載上の誤りを指摘**するもの。（インボイスとの違い（品名、出荷日、発行者名ほか）など）

タイ、中国、インドネシア

③**細部にわたる原産性の確認**（材料まで遡っての成分確認など）を求めるもの。

インド

4 検認の事例と対応 ～原産性について～

<検認の内容>

○輸出者が原産地証明書（4件）を使用して、2021年1月から12月の1年間に輸入者が輸入したHS〇〇〇〇〇〇〇〇の産品は協定上の原産品であるかどうかの確認

1. Exporter's name, address and country: Keizaisangyo Corporation 1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN	Certification no.	Number of page 1 / 1
2. Importer's name, address and country: Gensanchi Shomei Co., Ltd. Main Street, ***, ****	NAME OF AGREEMENT	
3. Means of transport and route (as far as known) Date of Shipment: January 15, 2021	 CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number	5. Preference criterion	6. Quantity or weight
1): exporting good A: 8 〇〇〇〇〇	C	1 piece
		7. Invoice number(s) and date(s) 654321 January 10, 2021

<相手国税関当局から要請された情報>

- 当該産品が**原産品であることを証明する情報及び資料**の提供
- 当該産品の**製造工程**の提供

<輸出者又は生産者から提供された情報>

- 産品の原産性の報告及び原産品であることを明らかにする資料（対比表等）
- 製造工程フロー図

対比表

作成日：2020年12月1日

Keizaisangyo Corporation
経済 太郎

(判定受付番号：△△△△△△△△) (生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

【対象産品】生産国：日本、製造場所：〇〇県〇〇市□□・〇〇工場、仕向地：〇〇
【協定名】〇〇協定
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH（4桁変更）

(輸出産品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました □)

製造工程フロー図

【産品名】exporting good A

- 部品▲▲▲▲▲
- 部品▲▲▲▲▲
- 部品▲▲▲▲▲
- 部品▲▲▲▲▲

4 検認の事例と対応 ～記載事項の正確性について～

<検認の内容>

- 製品の輸入の際に使用されたインボイスは第三国で発行されている一方、原産地証明書第8欄に第三国インボイスの情報が記載されていない点について、当該証明書は、協定に係る「運用上の手続規則」に規定された要件を満たしているかどうかの確認

1. Exporter's name, address and country: Keizaisangyo Corporation 1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN		Certification no. *****	Number of page 1 / 1
2. Importer's name, address and country: Gensanchi Shomei Co., Ltd. Main Street, ***, ****		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	
3. Means of transport and route (as far as known) Date of Shipment: January 31, 2020		 CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan	
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number 1): exporting good A: ○○○○○○		5. Preference criterion C	6. Quantity or weight 10 pcs
		7. Invoice number(s) and date(s) 121212 January 30, 2020 *	

Keizaisangyo Corporation International Pte. Ltd.
5th Avenue ***, Singapore 831234

Invoice

Invoice No. 121212 Date: January 30, 2020

Messrs : Gensanchi Shomei Co., Ltd.
Main Street, ***, ****

From : Tokyo, Japan
To : Jakarta, Indonesia
Payment Terms: Deferred Payment

Description	Q'ty	Unit price	Amount Price
exporting good A	10 pcs	JPY 5,500	JPY55,000
Total: 10 pcs			JPY55,000

Number and kind of packages: 1 Pallet

8. Remarks:

9. Declaration by the exporter:

10. Certification

<輸出者から提供された情報>

- 原産地証明書の記載の正確性の報告
- 製品のインボイス等の商業用書類

※ 第三国インボイスが発行される場合には、発給申請の際、情報の入力を忘れずに！

Number and kind of packages: 1 Pallet

8. Remarks:
The good(s) is (will be) invoiced in a non-party.
Keizaisangyo Corporation International Pte. Ltd.
5th Avenue ***, Singapore 831234

9. Declaration by the exporter:

10. Certification

※日インドネシアEPAの例

4 検認の事例と対応 ～記載事項の正確性について～

【日タイEPA原産地証明書の様式上の指摘例】

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country (欄1) 日本からの輸出品を輸出する輸出者 (英・日名称、住所、国名)	Reference No. (欄4) 項目番号	Product Code (HS Code)
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN		
2. Importer or Consignee's Name, Address and Country (欄2) タイの輸入者 (英・日名称、住所、国名)		
3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (船/空/陸路) ※輸送経路を明記している場合は必ず「日本→タイ」		
4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of package: Description of goods: HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号	5. Production origin (欄5) 産地	6. Quantity or gross weight (欄6) 数量
7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付	8. Declaration (欄8) 輸出者保証	
9. Signature (欄9) 輸出者保証人	10. Signature (欄10) 輸出者保証人	

(日本商工会議所HPより)

(欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号

<特殊な品名>
熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製造証明書の番号を入力

<アセアン第三国産材料>
第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名
第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、国名
第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名

※品名は、インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該産品に関する表現との関連づけがわかるように記載

(欄7) インボイス番号と日付

<記載方法>
輸入通関にて

①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合
⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付

②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合
⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付
※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付

<よく指摘のある誤記の例>

○品名の誤り

○インボイスの番号・日付の誤り

○輸出者の住所 (インボイス上の住所と異なる場合)



原産地証明書の発給申請の際、記載事項の入力は正確に！

4 検認の事例と対応 ～事前準備において～

慌てないための事前準備

- 原産品であることを明らかにする資料や裏付け資料等の適切な保管と確認方法の確立
- 対応する部署/メンバーを事前選定し組織として対応
(メンバーには、輸出産品が原産品であることを明らかにする資料等の内容を十分理解・説明できる者を参加させるのが効果的)
- 責任者の関与や要請を受けた際の初動対応

本日は、ご静聴ありがとうございました。

経済産業省原産地証明室では、原産地証明書（第三者証明制度）に関する資料を掲載しておりますので、ご参考ください。

経済産業省 原産地証明

検索



The screenshot shows the official website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) in Japan. The page is titled "原産地証明" (Origin Proof) and is part of the "ガイドライン" (Guidelines) section. The header includes the METI logo and navigation links for Home, About METI, News, Policy, Statistics, and Applications. The main content area features a breadcrumb trail: "政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 原産地証明 > ガイドライン". Below this, there is a "ガイドライン" (Guidelines) section with a list of links: "トップページ", "ガイドライン", "第一種特定原産地証明書制度が採用されている経済連携協定", "第一種特定原産地証明書の発給", "認定輸出者制度", "関係法会", "よくある質問", and "お問合せ先". Two prominent blue boxes highlight key documents: "原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (2025年6月改訂)" and "申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (2024年2月改訂)". Below these boxes, there are links to PDF versions of these documents. At the bottom, there is a note about the application process and a list of supported file formats: "申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (PDF形式: 746KB)", "PE対比表フォーマット (EXCEL形式: 0KB)", "CIT対比表フォーマット (EXCEL形式: 0KB)", and "VA計算表フォーマット スイス (EXCEL形式: 368KB)".